

野洲川立入河川公園（守山市）に係る占用更新許可の判断について

野洲川立入河川公園は、第59回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、自然環境の保全・再生の観点等から、

- 保全の立場からは樹林があることはプラスになるものであり、残された河畔林の活用
- 流れや水がたまる箇所、親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- 特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占用者と河川管理者が連携して対応すること
- 自然化の継続について前回の意見書でも意見を附していたが、引き続き設備改修の際には自然化を図るという意見をふまえること。
- 動物の移動への影響に関して、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。
- コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

などについて、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご指導をいただいたところである。

一方で、本施設は、地域住民等から様々な河川空間としての利用がなされ施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の保全に一定の配慮をした維持管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等を大きく逸脱していない公園占用であり、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考える。

このため、占用者に対して、第59回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第24条（土地の占用の許可）の審査基準である「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号、最終改正平成28年5月30日国水政第33号）の（別紙）河川敷地占用許可準則、第五（占用許可の基本方針）に基づき審査した結果、占用者には環境の再生・保全について、下記の取組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を4年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占用者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

- ・保全の立場からは樹林があることはプラスになるものであり、残された河畔林の活用
- ・流れや水がたまる箇所、親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- ・特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占用者と河川管理者が連携して対応すること
- ・自然化の継続について、設備改修の際は引き続き自然化を図ること。
- ・動物の移動への影響は、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの

認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。

- ・コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

－以上－